

鈴鹿市教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局

小 中 学 校

学校以外の教育機関

鈴鹿市立学校の管理に関する規則等に定める申請、届出、報告等様式に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年1月26日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市立学校の管理に関する規則等に定める申請、届出、報告等様式に関する規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市立学校の管理に関する規則等に定める申請、届出、報告等様式に関する規程(平成14年鈴鹿市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3号様式の1及び第3号様式の2を次のように改める。

第3号様式の1 (小学校教育課程の届)

第 号
年 月 日

(宛先)

学校名

校長名

小学校教育課程の届

鈴鹿市立学校の管理に関する規則第6条第1項の規定により、下記のとおり
_____年度に実施する教育課程を届け出ます。

記

小学校教育課程

区分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科	国語						
	社会						
	算数						
	理科						
	生活						
	音楽						
	図画工作						
	家庭						
	体育						
	外国語						
特別の教科である道徳							
外国語活動							
総合的な学習の時間							
特別活動							
総授業時数		()	()	()	()	()	()

- 年間授業時数を()外に、週当たり授業時数を()内に記入すること。
- 国の制度等を利用して独自の教科等を新設した場合には、空欄に教科名と各学年の授業時数を記入すること。

第3号様式の2 (中学校教育課程の届)

第 号
年 月 日

(宛先)

学校名

校長名

中学校教育課程の届

鈴鹿市立学校の管理に関する規則第6条第1項の規定により、下記のとおり
_____年度に実施する教育課程を届け出ます。

記

中学校教育課程

区分		第1学年	第2学年	第3学年
各教科	国語			
	社会			
	数学			
	理科			
	音楽			
	美術			
	保健体育			
	技術家庭			
	外国語			
特別の教科である道徳				
総合的な学習の時間				
特別活動				
総授業時数				

- ・ 国の制度等を利用して独自の教科等を新設した場合には、空欄に教科名と各学年の授業時数を記入すること。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。